

処分基準の改訂に伴う新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right;">平成29年10月20日作成</p>	<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right;">令和4年10月1日作成</p>
<p>法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律</p>	<p>法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律</p>
<p>根 拠 条 項：第23条第1項</p>	<p>根 拠 条 項：第23条第1項</p>
<p>処分の概要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令</p>	<p>処分の概要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令</p>
<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p>	<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p>
<p>法令の定め：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5条（営業の停止の基準） 	<p>法令の定め：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5条（営業の停止の基準）
<p>処分基準：自動車運転代行業者に対する<u>指示</u>の基準は、別紙のとおり。</p>	<p>処分基準：自動車運転代行業者に対する<u>営業の停止命令</u>の基準は、別紙のとおり。</p>
<p>問い合わせ先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課 警察本部交通企画課飲酒運転対策係（092-641-4141内線5035）</p>	<p>問い合わせ先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課 警察本部交通企画課飲酒運転対策係（092-641-4141内線5035）</p>
<p>備 考：</p>	<p>備 考：</p>

別紙

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止
命令等の基準

第1～別表2 (略)

別表3

項	行為	備考
1	<ul style="list-style-type: none">○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号まで及び第7号の規定に違反する行為○ 法第10条の規定に違反する行為	<ul style="list-style-type: none">○ 下命容認行為の禁止違反○ 名義貸し禁止違反
2	<ul style="list-style-type: none">○ 法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反する行為○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第22条の2第1項又は第66条の2第1項の規定による指示に違反する行為	<ul style="list-style-type: none">○ 法の指示違反○ 読替え後の道路交通法の規定による指示違反

別紙

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止
命令等の基準

第1～別表2 (略)

別表3

項	行為	備考
1	<ul style="list-style-type: none">○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号まで及び第7号の規定に違反する行為○ 法第10条の規定に違反する行為	<ul style="list-style-type: none">○ 下命容認行為の禁止違反○ 名義貸し禁止違反
2	<ul style="list-style-type: none">○ 法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反する行為○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第22条の2第1項又は第66条の2第1項の規定による指示に違反する行為	<ul style="list-style-type: none">○ 法の指示違反○ 読替え後の道路交通法の規定による指示違反

<p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法第5条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第6条の規定に違反する行為 ○ 法第8条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第9条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第14条第2項の規定に違反する行為 ○ 法第16条の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第1項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第2項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第4項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第7項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第8項の規定に違反する行為 ○ 法第20条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第21条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書等虚偽記載 ○ 認定証掲示義務違反 ○ 変更届出義務違反 ○ 認定証返納義務違反 ○ 運転代行業務従事制限違反 ○ 代行運転自動車標識表示義務違反 ○ 安全運転管理者未選任 ○ 安全運転管理者業務不履行 ○ 副安全運転管理者未選任 ○ 権限付与義務違反 ○ 安全運転管理者講習受講義務違反 ○ 帳簿等備え付け義務違反 ○ 立入検査拒否等 	<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法第5条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第6条の規定に違反する行為 ○ 法第8条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第9条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第14条第2項の規定に違反する行為 ○ 法第16条の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第1項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第2項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第4項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第7項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第9項の規定に違反する行為 ○ 法第20条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第21条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書等虚偽記載 ○ 認定証掲示義務違反 ○ 変更届出義務違反 ○ 認定証返納義務違反 ○ 運転代行業務従事制限違反 ○ 代行運転自動車標識表示義務違反 ○ 安全運転管理者未選任 ○ 安全運転管理者業務不履行 ○ 副安全運転管理者未選任 ○ 権限付与義務違反 ○ 安全運転管理者講習受講義務違反 ○ 帳簿等備え付け義務違反 ○ 立入検査拒否等
----------	---	---	--	---

4	○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為	○ 駐停車違反
4	○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為	○ 駐停車違反